



平成 24 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ダルトン
代表者名 代表取締役社長 矢澤 英人
(JASDAQ・コード7432)
問合せ先 代表取締役副社長 東郷 武
電話：03-3549-6800

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 23 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制【会社法第 362 条第 4 項 6 号】
 - ① ダルトングループ倫理方針を制定し、コンプライアンス行動指針、コンプライアンス規程等で法令定款遵守のための具体的な基準を定める。
 - ② 代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しマニュアルの整備、教育、研修を実施する。また、総務部にコンプライアンス委員会事務局を設置する。
 - ③ 重大な法令違反その他コンプライアンス体制に関する重要な事実を発見した場合には、直ちにコンプライアンス委員会を通じて、取締役会・監査役会に報告する体制を整備する。
 - ④ 監査役は、監査基準に準拠し取締役及び使用人の職務執行を監査する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制【会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号】
 - ① 文書管理規程を定め、保存対象文書、保存期間などを明示し、文書管理責任者を任命する。
 - ② 取締役、監査役が常時閲覧可能な状態で、文書、電磁的記録を保管する体制を構築する。
(重要文書の検索性の確保)
 - ③ 情報セキュリティ管理規程、個人情報保護基準、その他情報資産の利用基準等を整備する。
 - ④ 職務執行状況を記録するための議事録・決裁申請書・その他の文書の作成、保存、管理などについて規定した文書管理規程を整備する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制【会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号】
 - ① リスク管理規程の制定やリスク管理体制の整備を行う。
 - ② ダルトングループを統括する代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、マニュアルの整備、研修を実施する。また、総務部にリスク管理委員会事務局を設置する。
 - ③ 自然災害等の緊急事態発生時の対応、連絡体制等を整備する。
 - ④ リスク発生時の報告連絡系統を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制【会社法施行規則第100条第1項第3号】
 - ① 取締役会規程、組織規程、職務分掌規程、個別決裁基準等を整備する。
 - ② 取締役会規程に基づく取締役会の定期的な開催及び必要に応じた臨時取締役会を開催する。
 - ③ 経営会議など経営の重要事項を審議する会議体を設置する。
 - ④ 執行役員制度を整備し職務分掌を明確化する。
 - ⑤ 中期経営計画等の策定環境や業務の合理化に向けた取組み体制及び業績管理方法を整備する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制【会社法施行規則第100条第1項第4号】
 - ① 代表取締役自身によるコンプライアンス遵守姿勢の率先垂範・周知徹底を図る。
 - ② 外部弁護士事務所、通報者の保護措置を講じた内部通報窓口を設置する。
 - ③ コンプライアンス委員会によるコンプライアンスに関するマニュアルの配布など、コンプライアンス意識向上のための社内教育を実施する。
 - ④ 内部牽制の仕組み、職務の分離、担当者相互間の適切な監視体制の構築など不正防止体制を整備する。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制【会社法施行規則第100条第1項第5号】
 - ① グループ全体に適用されるダルトングループ倫理方針、コンプライアンス行動指針、コンプライアンス規程などを整備する。内部通報制度をグループ全体へ適用する。
 - ② 関連会社管理規程を整備し、親会社への報告、相談を要すべき事項、親会社の承認を要する事項を明示し、業績等につき定期的な親会社への報告を義務付ける。子会社等の管理担当部署を設置する。
 - ③ 親会社から子会社へ取締役、監査役を派遣する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項【会社法施行規則第100条第3項第1号】
 - ① 監査役から要請があった場合に、補助使用人を置くことを基本方針とする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項【会社法施行規則第100条第3項第2号】
 - ① 使用人が取締役、上長等の指揮命令に服さないことを基本方針とする。
 - ② 使用人の人事異動、評価に監査役の同意、承認等、監査役が関与することを基本方針とする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制【会社法施行規則第100条第3項第3号】
 - ① 監査役が取締役会、経営会議、内部統制関連会議等の重要な会議へ出席する。
 - ② 法令違反その他コンプライアンスの問題が、監査役に報告される体制を整備する。
 - ③ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合に、監査役へ報告される体制を整備する。
 - ④ 監査役が必要とした場合に、報告を求めることができる臨時報告聴取権限を保障する。
 - ⑤ 監査役への重要な会議の議事録、資料、稟議書等の回付、閲覧権限（重要情報へのアクセス）を保障する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制【会社法施行規則第100条第3項第4号】
 - ① 代表取締役との定期的な会合を実施する。
 - ② 会計監査人との定期的な会合を実施する。
 - ③ 内部監査部門との定期的な会合、連携体制を整備する。

以上